

平成29年度第3回理事会
議事録

平成29年6月1日（木）

- 日程第9 議案第13号 安藤真洋理事の利益相反取引について
- 日程第10 議案第14号 黒竹光弘理事の利益相反取引について
- 日程第11 議案第15号 評議員会に提出する理事候補者の推薦について
- 日程第12 議案第16号 評議員会に提出する監事候補者の推薦について
- 日程第13 議案第17号 平成29年度第2回評議員会の開催について
- 日程第14 報告事項1 公益法人立入検査及び財援団体等監査委指摘事項への対応について
- 日程第15 報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕
監 事 五十嵐 利光
監 事 安田 大

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数4名を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人には理事長と監事2名とし、議事の審議に移った。

10. 議事の経過及び結果

日程第1 議案第5号 平成28年度 事業報告について

日程第2 議案第6号 平成28年度 決算報告について

萱場理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事から異議なく、一括して審議することとした。

森安事務局長から、平成28年度事業計画において重点事項とした4項目と財政状況について次のとおり説明がされた。

- ・**介護人材の育成・確保**については、総合事業の担い手である武蔵野市認定の「いきいき支え合いヘルパー」養成を市から引き続き受託し、介護職員初任者研修とともに、人材の確保・育成を進めた。

- ・**有償在宅福祉サービス、権利擁護事業利用者の円滑なサービス移行**については、平成28年度末で経過措置が終了したが、公社のサービス継続を希望される利用者の方全員が、つながりサポート事業、地域福祉権利擁護事業、成年後見事業へ移行された。

- ・**旧山崎邸の活用**については、市の活用方針がまとめられ、1階は北町高齢者センターデイサービスの拡大・充実、2階は子育てひろば事業の実施、さらに故山崎夫妻のメモリアルルームを設置することとなり、改修工事に向け、市と協議を続けると同時に、子育てひろば事業運営団体公募の準備を進めた。

- ・**福祉公社と市民社会福祉協議会の組織のあり方検討委員会**は、29年2月に報告書を取りまとめ、市民社会福祉協議会との統合は「当面見合わせるべき」との結論に至った。今後は「市民共助による福祉の推進」に向けて、連携を推進していく。

- ・**財政状況**については、居宅介護支援事業において、新たに主任ケアマネジャーを配置する等、体制強化に伴う人件費増はあったものの、事業活動支出は前年度を下回り、適切な予算執行に努めた。一方、指定管理委託料の精算により、事業収支は前年度に比較すると悪化した。

次に、各事業について担当の課長から説明があった。

荒井在宅サービス課長から、事業番号1から12までの事業について説明があった。

・ 1 **有償在宅福祉サービス事業**は、平成28年度末で経過措置が終了し、利用者はそれぞれ、つながりサポート事業、地域福祉権利擁護事業、成年後見事業へ無事移行した。

・ 2 **つながりサポート事業**は、有償在宅福祉サービスにかわる新規事業として、家族機能が希薄である高齢者も地域で安心して生活できるようサービスを開始した。年度末利用者は38世帯49人だった。

・ 3 **権利擁護事業**は、有償在宅福祉サービスと同様、平成28年度末でサービスが終了となることから利用者の状況に合わせて他サービスへの移行を行った。権利擁護レスキューは延べ63人の支援を行い、生活保護受給者金銭管理支援業務は、年度末利用者は在宅20人、施設6人だった。

・ 4 **地域福祉権利擁護事業**は、東京都社会福祉協議会からの受託事業で、積極的に事業説明を展開した結果、昨年度末10人であったのが、有償在宅福祉サービス事業からの移行者も含め、年度末利用者は44人だった。生活支援員養成講座を開催し、新たに5名の方が登録し、計8名の方が活動している。

・ 5 **成年後見事業**は、市民や関係機関からの相談や、申し立ての支援など、成年後見に関する包括的な支援を行った。27年度同様、近隣7市合同の市民後見人候補者養成講習を開催し、2名の市民後見人を養成した。老いじたく講座は33回282人が参加され、今後の生活の備えを始めるお手伝いした。28年度より権利擁護センター関係機関等連絡協議会を設置し、関係機関との情報交換、情報共有や事例検討を行い、年3回開催した。新規の受任は52件で、市長申し立て4件、年度末受任数は113件だった。

・ 6 **生活困窮者自立相談支援事業**は、市からの受託事業として、生活保護を受けていない困窮者から多くの複合的課題や不安を持つ相談を受け、生活を再建していくための方法をともに考え、相談者みずからが答えを出していけるように、伴走型の支援を行った。

・ 7 **住居確保給付金事業**は、生活困窮者自立相談支援事業の一環である住居確保給付金を支給する受付相談窓口業務を市から受託し、支援を行った。年間申請者数は18人、就職者数は11人だった。

・ 8 **居宅介護支援事業**は、主任ケアマネジャーを配置し、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の緊急相談に対応した。介護報酬請求件数は、介護、予防、総合事業合わせて1,229件だった。

・ 9 **訪問介護サービス事業**は、27年度に導入したチーム体制を、より強固にするために、リーダー、サブリーダーを設け、チーム内での役割と連絡体制、フォロー体制をさらに明確に

することで、サービスを迅速・確実に提供するように努めた。身体介護30分の短時間ケアや帯ケアが増加したことから、利用者の数と派遣時間は減少しましたが、派遣回数が増加した。介護予防訪問介護事業利用者は、年度末には介護予防・日常生活支援総合事業へ移行が完了した。介護予防・日常生活支援総合事業は有資格者に加え、武蔵野市認定ヘルパーがサービスを提供した。自費ホームヘルパー派遣事業は、介護保険サービスの補完のサービスの提供を行い、昨年度の11.3%増の派遣を行った。民間事業所に所属するホームヘルパーのサービスの質の向上を目的とした介護技術・接遇・苦情対応等、多岐にわたる内容の研修を6回開催した。

・10 **居宅介護サービス事業**は、障害者総合支援法における居宅介護サービス事業としてホームヘルパーを派遣した。利用者、派遣回数ともに、昨年度と比較して増加した。

・11 **生活支援事業**のうち、生活支援ヘルパー派遣事業は、28年度で終了した。認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣は27年度と比較し、1割減の派遣だった。

・12 **ホームヘルパー養成等講習事業**は、介護職員初任者研修は15名が修了し、4名が新たに介護職につき、ケアキャリア28の対象となった。認知症高齢者見守りヘルパー養成研修を行い、新たに9名の見守り支援ヘルパーを養成するとともに、総合事業の担い手である武蔵野市認定ヘルパーを9名養成した。

つづいて、服部高齢者総合センター所長から事業番号13から18の事業について説明があった。

・13 **高齢者総合センター管理運営事業**は、施設の管理運営を実施し、年間利用者数はふれあいまつもと、境南小学校ふれあいサロンを含め、延べ7万1,864人だった。昨年度と比較して人件費が735万4,367円減となった。最も大きな要因としては、市派遣職員の派遣が解除となり、公社固有職員の配置になったことによる。また、センター長の人事異動で課長補佐職から係長職へかわったことなどによって、大幅な人件費の減少となった。

・14 **在宅介護支援センター事業**は、担当地域の高齢者を対象に、高齢者福祉の総合相談、基幹的マネジメント提供機関として、サービス提供した。多様な課題を持つ在宅高齢者から年間7,288件の相談を受けた。生活支援コーディネータが配置され、地域の支え合い仕組み作りの一環である「いきいきサロン」2カ所の立ち上げ支援を行った。

地域ケア会議を千川地域と個別課題に特化して緑町パークタウンで開催した。家族介護支援教室「みどりの輪」を毎月開催した。

・15 **補助器具センター事業**は、補助器具、住宅改修に関する総合相談を実施し、訪問相談1,178件、電話・来所等の相談が2,026件あった。介護保険の住宅改修の事前申請審査を485件行った。言語聴覚士、排泄相談員による専門相談を実施した。

・16 **デイサービスセンター事業**は、公設の通所介護サービスとして、利用者の生活上の世話、機能訓練、入浴等のサービスのほか、重介護、医療ケア、多課題の利用者を受け入れ、民間事業所を下支えした。個別ケア充実のための家庭訪問、個人面談、デイサービスでの看取り支援の考察など、利用者が「住みなれたところで、いつまでも」を実現する取り組みを行った。地域に開かれたデイサービスとして、保育園児との交流、季節行事での世代間交流、社会活動受講者との交流などを実施した。年間延べ利用者数8,951人、稼働率は91.4%

・17 **社会活動センター事業**は、介護予防、健康増進、生きがい醸成などの目的で42講座を開講し、延べ3万6,326人が受講した。市により介護予防講座として、ときめきムーブメント気楽に動こう、地域健康クラブヘルスケアコースが指定され、受講者が介護予防、健康長寿を実現できるよう支援した。行事を14回開催し、延べ2,509人が参加した。講座修了者が受講の効果や学びを継続するための自主グループ活動を支援し、延べ174団体、1,291名が活動した。

地域健康クラブの年間延べ受講者は3万5,426人で、運動強度により3種類のクラス分けをし、エクササイズ中の事故も1件と激減した。

・18 **北町高齢者センター事業**は、デイサービス事業「コミュニティケアサロン」では、認知症利用者の増加に対応し、中重度体制加算を取得できる介護福祉士資格を持つ職員体制を整えた。家庭訪問や個人面談を通して、利用者をより深く理解して個別ケアを推進した。ボランティアに関して、多くの地域住民の協力で施設が運営され、延べ3,564人が活動した。昨年秋から始まったシニア支え合いポイント制度の開始に伴って、1,014ポイントを付与し市内で随一の実績だった。施設介護サポーター養成研修講座を開催し、新規ボランティアの育成に努めた。年間稼働率は87.2%

小規模サービスハウスについては、物的環境整備と福祉的視点の双方から入居者を総合的に支援した。

つづいて森安事務局長から事業番号19管理費について説明があった。

・19 **管理費**は、福祉公社の管理運営に要した経費で、理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行った。東京都による立入検査及び武蔵野市による監査が執行され、幾つかの指摘事項はあったものの、おおむね適正に実施されているものと認められた。震災時初動対応訓練を全社一斉に実施した。高齢者総合センター、北町高齢者センターにおいては、福祉避難所開設のシミュレーションもあわせて実施し、手順書を作成した。

中長期事業計画及び財政健全化計画については、3カ月ごとに実施状況をまとめ、半期ごと

に理事長ヒアリングを実施するなど、着実な推進に努めた。

つぎに森安事務局長から当期収支差額について説明があった。

・**当期収支差額**について、事業活動収入の合計が8億1,465万1,139円、事業活動支出の合計が6億8,789万2,044円で、事業活動収支差額は1億2,675万9,095円となった。投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の6,503万3,978円、退職給付引当資産取崩収入664万4,327円の合計で、7,167万8,305円となった。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出1億5,563万4,857円、退職給付引当資産積立支出2,855万9,753円、減価償却引当資産積立支出1,470万2,224円などで、合計は2億358万3,602円となり、投資活動収支差額はマイナス1億3,190万5,297円となった。財務活動収支、予備費の支出はなく、当期収支差額はマイナス514万6,202円となり、27年度からの繰越額6,836万9,259円から差し引いた6,322万3,057円が次期、平成29年度への繰越額となる。

森安事務局長から平成28年度第4回理事会にて承認された補正予算において山崎倫子氏からの寄附金の取り扱いについて、相違があることについて説明があった。

当初、遺言公正証書に「地域における高齢者の福祉の増進と権利擁護の充実のために有効活用してください」と記載されていたことから、用途を特定した寄附と解釈し、指定正味財産として計上する予定としており、公益事業会計に全額予算計上した。しかし、会計監事と検討したところ、厳密に用途を特定しているとは言えず、指定正味財産とすることはできない、との結論に至った。そのため、用途を特定しない寄附金として取り扱い、規程に従って、公益目的事業として北町高齢者センターと、法人会計として管理費に50%ずつ計上した。

つづいて、森安事務局長から貸借対照表、正味財産増減計算書（内訳表）、財務諸表に対する注記、財産目録について説明があった。

・**貸借対照表**について、資産合計は13億9,503万5,262円、負債合計は1億8,609万4,572円、正味財産合計は12億894万690円で、負債及び正味財産合計は13億9,503万5,262円となった。

・**正味財産増減計算書**の内訳表について、経常収益計の公益目的事業会計は6億9,406万7,957円、法人会計は1億2,058万3,182円、合計8億1,465万1,139円。経常費用計の公益目的事業会計は、6億8,014万7,111円、法人会計は4,514万1,327円、合計7億2,528万8,438円。当期経常増減額はそれぞれ、1,392万846円と7,584万3,855円となり、公益目的事業会計と法人会計を合わせた当期経常増減額は、8,976万4,701円となった。経常外増減は、法人会計の什器備品売・除却損1円のみで、一般正味財産期末残高は、公益目的事業会計は1億6,674万1,770円、法人会計は6億2,333万661円で7億9,007万2,431円、基本財産である指定正味財産期末残高4

億1,886万8,259円、正味財産期末残高12億894万690円となった。

平成28年度は、寄附金収入が1億5,500万円余りあり、一般正味財産が8,976万4,700円増加し、収支相償は8,622万7,214円の超過、遊休財産保有制限判定では、2,797万6,221円超過が見込まれている。対応について東京都の担当者と協議中である。結果については追って報告したい。

・財務諸表に対する注記は記載のとおりである。

・財産目録について、現金、預金、未収金など、流動資産合計は1億4,849万4,088円。基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計が12億4,654万1,174円で、資産合計は13億9,503万5,262円。未払金など流動負債と退職給付引当金など、固定負債による負債合計は1億8,609万4,572円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億894万690円となる。

安田監事から昨年11月4日に中間監査、5月19日に実施した期末監査の結果について説明があった。

・監査報告について、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査した。当該年度の事業報告、その附属明細書、会計帳簿関係、計算書類関係を監査した。

事業報告書等の監査の結果については、事業報告と附属明細書は、法令及び定款に従っており、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

計算書類その附属明細書等の監査結果については、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めた。重要な後発事項は特になし。

議案第5号、議案第6号に関連して次の質疑応答があった。

安藤理事 知的障害者の成年後見はどれくらい受任しているのか。配食サービスが減少しているが、主な原因は何か。

小林権利擁護センター長 知的障害者の後見受任の人数は、現在6名で、施設入所者が5名、在宅生活者が1名です。

松原在宅介護支援センター長 配食サービスについては、市の配食サービスをとらないと、栄養が偏ってしまう、安否確認ができないという状況の方を対象としています。現在は、介護

保険サービスが非常に充実しているということもあって、減少していると思われます。

森安事務局長 配食サービスについては、1食当たりのコストが1,200円以上かかっており、市の事務事業見直しの対象とされている。セーフティネットとして見守りが必要な方々については、継続していくけれども、対象者については精査していく流れになっております。

大野理事 権利擁護センター関係機関等の連絡協議会が3回開催されたとあるが、参加者はどのように選ばれ何名で構成されているのか。また、広報活動は行っているのか。

荒井在宅サービス課長 専門職が弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士です。それぞれ弁護士会、パートナーに依頼して推薦していただいた。ほかに行政の関係の職員が3名、これから後見を受任していくNPOの理事の方が1名と、事務局です。特に、広報はしておりません。

大野理事 この連絡協議会は、武蔵野市で法律事務所をやっている弁護士、司法書士事務所等全体を取りまとめる、そういう位置づけではないのか。

荒井在宅サービス課長 福祉公社は、武蔵野市の成年後見の推進機関なので、将来的には武蔵野市の成年後見を担っていきたい。

萱場理事長 まだそういった全体に広げていくという段階ではなくて、お互いに後見を引き受けているのだけれども、お互いの情報交換から始めていこうというところです。

大野理事 財産目録について、大東京信用組合への預金が結構多い。一般的に預金をしている金融機関自体の財政の健全性も考慮して検討していかなければならない。どのように考慮しているのか。

新谷総務主査 確かに、大東京信用組合との取引が一番多くなっている。どこの銀行と取引をするべきかという検討をしたがなかなか難しく、結論に至らなかった。大東京信用組合の財政状況はそれほど悪くなく、取引を継続している。今後もきちんと、検討しながら、取引する銀行を決めていきたい。

ほかに理事及び監事から質疑意見はなく、議案第5号及び議案第6号は1件ずつ採決の結果、全会一致で本2案は原案のとおり承認された。

日程第3 議案第7号 公益財団法人武蔵野市福祉公社定款の一部変更について

森安事務局長から、提案理由について、武蔵野市から地域子育て支援拠点事業、旧山崎邸に

おける子育てひろば事業を受託するに当たり、事業を実施するために定款の変更が必要であること、また、現在実施している公社事業の実態に合わせ変更することについて、評議員会に提案するため承認を求めるものである、との説明がなされた。

新谷総務主査から、変更内容の詳細について説明がなされた。

福祉公社事業の対象者として「子育て世帯」を追加した。実施する事業について、第5号の「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」に「介護予防事業」を追加し、主に高齢者総合センター社会活動センターの実施事業をまとめた。第6号「高齢者の有償在宅福祉サービス事業」を「高齢者等の有償福祉サービス事業」へ文言を変更した。「有償在宅福祉サービス事業」が終了したが、「有償の福祉サービス」を実施していること、入院・入所されている方へのサービスもあることから、「在宅」を削除し、今後、「障害者等」へのサービスも考えられることから「高齢者等」とした。第7号、介護保険法における各種事業について規定しているが、法改正によって文言が変更になることが多いことから、詳細な事業明記はせず、「介護保険法に基づく福祉サービス事業」にまとめた。第8号、地域生活支援事業における移動支援事業を武蔵野市から受託して実施しており規定してきたが、地域生活支援事業は障害者総合支援法に基づいているため、次号にまとめた。以降、号を繰り上げた。変更後第8号は、ほかの事業の書き方に合わせ、文言を修正した。変更後第9号は、生活支援員等の養成も実施していることから、介護人材から福祉人材へ文言を修正した。変更後第12号は、地域包括支援センターに関する業務は、従来行ってきたが、武蔵野市の表記が「在宅介護・地域包括支援センター」に変更になったことから、福祉公社としても「地域包括支援センター業務に関する事業」を追加した。第13号は、高齢者総合センターで実施している事業をまとめていたもので、介護予防及び社会活動センター事業は、第5号にまとめ、食事サービスに関する事業は、第4号の高齢者の福祉施設の管理運営事業にまとめられるものとした。補助器具センターに関する事業については、現在、名称の変更が検討されていることから、住環境整備及び福祉用具適正化等に関する事業として、第13号に残した。第15号、児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業については、今回の子育てひろば事業を実施するために新たに規定した。以上。

理事及び監事から質疑意見はなく、議案第7号は採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第4 議案第8号 公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程の一部を改正する規

程について

日程第5 議案第9号 公益財団法人武蔵野市福祉公社特定個人情報の取扱いに関する規程の一部を改正する規程について

日程第6 議案第10号 公益財団法人武蔵野市福祉公社情報公開規程の一部を改正する規程について

萱場理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

森安常務理事兼事務局長から、提案理由について、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うほか、所要の改正をすることについて承認を求めるものである、と説明がなされた。

新谷総務主査から、改正内容の詳細について説明がなされた。

「日程第4 議案第8号 公益財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程の一部を改正する規程について」第2条、規程における「定義」について、「個人情報の保護に関する法律」の改正において、個人情報の定義が「個人を識別する符号」や「要配慮個人情報」などが追加になったことから改正すること、今回の改正に合わせ、規程の整備を行う。第5条「収集の禁止」について、今回の法改正で追加された「要配慮個人情報」について規定した。第6条第2項第7号については、第12条において「目的外利用及び外部提供」に規定されている「外部提供」を第12条の2として整備したことから、対応する項の繰り上げを行った。第10条は「委託等に伴う措置」、新旧対照表6ページの第11条「受託者等の責務」について規定しており、「再委託」や「安全管理」等について明確に規定するため、項を追加または改正する。第12条については、「目的外利用及び外部提供の制限」に規定されている「外部提供」を第12条の2として、整備したもの。第15条、16条、「自己情報の開示」等について、「法定代理人が本人に代わって申出をする場合について新たに定め、「個人識別符号」についての文言を追加した。また、本規程で規定する公務員等及び独立行政法人等について現在の法律に合わせ字句を改正した。第21条は、第12条の改正に伴う、項の繰り上げによるもの。第22条、第26条、第29条の、「開示申出、訂正申出、消去申出又は訂正申出」の文言を「開示等申出」に整備したもの。第22条第4項第5号は、「特定個人情報の開示等請求」がなされた場合の規程の読みかえについて、号を追加したもの。第25条の「法定代理人」については既に第15条で規定しており削除した。付則については、この規定は平成29年7月1日から施行するとするもの。

「議案第9号 公益財団法人武蔵野市福祉公社 特定個人情報の取扱いに関する規程の一部を改正する規程について」は、行政不服審査法の施行、番号法の改正を踏まえ、字句の改正を行うもの。付則は、この規定は、平成29年7月1日より改正するとするもの。

「議案第10号 公益財団法人武蔵野市福祉公社情報公開規程の一部を改正する規程について」第2条の「定義」について、「個人情報保護規程」「特定個人情報の取扱いに関する規程」に合わせ、文言を改正した。第19条は字句の改正をした。付則は、この規定は、平成29年7月1日より施行するとするものである。

理事及び監事から質疑意見はなく、議案第8号、議案第9号、議案第10号は採決の結果、全会一致で本3案は原案のとおり承認された。

日程第7 議案第11号 安藤真洋理事の競業取引について

日程第8 議案第12号 黒竹光弘理事の競業取引について

萱場理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

森安常務理事兼事務局長から、提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第1号において、理事が自己又は第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされていることから、承認を求めるものである、と説明がなされた。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

議案第11号は、採決の結果、定款第35条第1項の規定により特別利害関係人として議決権を行使することができない安藤理事を除く全会一致で原案のとおり承認された。

議案第12号は、採決の結果、定款第35条第1項の規定により特別利害関係人として議決権を行使することができない黒竹理事を除く全会一致で原案のとおり承認された。

日程第9 議案第13号 安藤真洋理事の利益相反取引について

日程第10 議案第14号 黒竹光弘理事の利益相反取引について

萱場理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議

することとした。

森安常務理事兼事務局長から、提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号において、理事が自己又は第三者のために公社と取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされており、両理事は次回評議員会にて任期満了し、再任を予定していることから、次の任期である平成29年度と平成30年度について別紙詳細のとおり承認を求めるものである、と説明がなされた。

また、平成27年度及び平成28年度の取引については、別紙詳細のとおりで、平成28年度第3回理事会で承認された取引の範囲内であることが報告された。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

議案第13号は、採決の結果、定款第35条第1項の規定により特別利害関係人として議決権を行使することができない安藤理事を除く全会一致で原案のとおり承認された。

議案第14号は、採決の結果、定款第35条第1項の規定により特別利害関係人として議決権を行使することができない黒竹理事を除く全会一致で原案のとおり承認された。

日程第11 議案第15号 評議員会に提出する理事候補者の推薦について

森安事務局長から、提案理由について、本理事会から評議員会に提出する理事候補者としての千種豊氏を推薦することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

議案第15号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第12 議案第16号 評議員会に提出する監事候補者の推薦について

森安事務局長から、提案理由について、本理事会から評議員会に提出する監事候補者として大久保実氏を推薦することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

議案第16号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第13 議案第17号 平成29年度第2回評議員会の開催について

森安常務理事兼事務局長から、提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

議案第17号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第14 報告事項1 公益法人立入検査及び財援団体等監査委指摘事項への対応について

森安常務理事兼事務局長から、対応が未実施のものについて報告がなされた。

立入検査の指摘事項について、外部講師等に対する謝礼基準が、社会活動センターに存在しているが、その他事業においても、外部講師等を招いて謝礼を支払っている。法人全体に適用できるよう改めたほうがよいという指摘については、本年12月までを目途として法人としての謝礼基準を策定する予定としている。注意事項について、権利擁護センター運営監視委員会の要綱では、事業の調査や評価、助言、監督すると定められ、議事については過半数で決を採ることになっている。しかし、実際の運営においては、委員長講評としてまとめられ、報告という形をとっている。要綱に沿って運営するよう、次回運営監視委員会までに実態に沿った要綱への改正を検討する予定としている。平成27年度決算の収支において、剰余金が発生し、その使途と計画を定めているが、その計画の実行性を担保する進捗状況などの根拠資料をそろえておくことについて、寄附金受領のため、収入が超過したものを3カ年で費消する計画を提示した。平成29年6月をめどに、定期報告時に添付資料として提出を予定している。

社会活動センター人材バンクについて、ホームページに掲載されている内容と運用方法が異なっている。規程等を整備し、運用することが望ましいという注意に対しまして、本年6月をめどに、今後、講師交代に際しては、ホームページ掲載内容に合致した運用とする予定である。公益法人インフォメーションに届け出ているチェックリストについて、過去の変更内容につい

て修正がされていなかったものについて、本年9月をめどに、次回変更届け出時に確認し、修正を行う予定である。指定管理契約における再委託の取り扱いについて、年度協定、基本協定では、再委託は武蔵野市が認めた場合に限るとあるので、承認を証明する書類を保管しておくことという注意事項について、市の主管課と調整して、本年6月に市との間で適切な再委託の許諾文書を交わす予定としている。

つぎに、財政援助団体等に関する監査委員からの指摘事項への対応状況について、情報セキュリティ実施手順書、事故対応マニュアルにおいて、平成27年度10月の組織改正を反映していなかったもので、本年12月をめどに、内容の精査を含め、実態に合わせた修正を行う。北町高齢者センターにおいて、消耗什器備品台帳が整備されていなかった。業務多忙からここ数年、更新していなかった。本年8月をめどに、指摘事項の事務手続については、適切に処理してまいりたい。監査からの意見について、契約締結に当たり、見積もり合わせを行っていないものが多く見受けられた。また、委託仕様書において作業回数が記載されていないものや、業務内容が的確に記載されていないものが見受けられた。契約書類の見直しを図られたい、という意見に対し、今年12月をめどに見積もり合わせの基準を作成、今年度契約から精査して対応して行きたい。公社準職員就業規則において、引用条項の誤りが見受けられた。また、超過勤務手当の支給において、1カ月の超過勤務時間が60時間を超えた場合の賃金の割り増しについての規程がなかった。賃金は重要な労働条件であるため、速やかに就業規則の見直しを図られたいという意見に対し、来年3月を目途に、就業規則の全面的な見直しを行いたい。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第15 報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

理事長から、昨年12月の平成28年度第3回理事会で報告して以降の職務執行状況についてつぎのとおり報告がなされた。

昨年12月、係長職の職員から、28年度末をもつての退職願が提出されまして、人事の対応について協議した。今後2年間の間に、課長職2名を含む正職員6名が定年退職を迎え、この10月には、北町高齢者センターの事業を拡大することから、今年4月には組織体制を整えてまいりたいと考えていたところに、係長職の退職という事態が生じ、当初の構想が狂ってしまったが、支障のないよう、体制を固めていきたい。

11月末をもって民生・児童委員の任期更新となり、新任の民生・児童委員の誕生に合わせ、

12月の民生・児童委員協議会の場をかり、権利擁護事業のPRを行った。

1月4日に年頭の挨拶を行い、午後、市長を表敬訪問した。

補助器具センターの充実のため、正職員の療法士を募集し、書類選考を経て、1月22日に面接試験を行い、今年4月より理学療法士1名を採用した。

1月27日から30日にかけて、平成29年度の事業計画と予算についてのヒアリングを行った。事業計画において例年と異なる点、特徴となる点にポイントを絞るよう指示した。また、老後福祉基金の積極的な活用について、参照資料等の見せ方を工夫するように指示をした。老後福祉基金の積極的な活用について、少し見える化ができた。

2月10日に権利擁護センター関係機関連絡協議会を開催し、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政など関係機関との間で、情報交換を行った。冒頭の挨拶の中で、内閣府が進めている成年後見制度利用促進計画、これは今年の3月24日に既に閣議決定されたが、この促進計画に盛り込まれる予定の市町村中核機関の指定を、執行者、権利擁護センターが受けていく方向で積極的に働きかけをしていきたいと話をした。

2月14日には、市の財政援助出資団体である健康福祉関係4団体合同の研修を開催し、開会の挨拶において、何も考えずに市役所の言いなりになっているのは、市役所に一層、お役所仕事があびこる、大市役所になってしまうとハッパをかけた。

2月20日には、職員に同行して東京地方裁判所立川支部へ行ってきた。申請書類の点検と申請人である家族の方への質問があったが、思ったよりもあっさり点検が終わり、福祉公社への信頼があつてのことと感じた。

3月3日、市役所で財政援助出資団体経営懇談会が開催され、市長、副市長の出席のもと、各団体の責任者から、組織運営上の目標、その達成状況についての説明があり、私からは、有償在宅福祉サービスの廃止と利用者の移行について、社協との統合の状況について、及び老後福祉基金の活用について、報告をした。

3月17日には、事業報告会が高齢者総合センターで開催され、公社の職員の中から各事業担当、9グループがスライドを使ったプレゼンテーションを行い、最後に各グループの発表について私から講評をした。予想外に各発表について内容が良かったので、理事長として、私がそういうふうを感じていると講評したことは、職員へのメッセージとして伝わったと思っている。

3月24日、市の人事異動の内示が発表され、派遣参事が前任の福島氏から森安氏に交代するにあたり、3月30日、事務引き継ぎに同席し、引き継ぎ内容の確認を行った。

4月に入り、昨年は理事長就任早々であったので、実施せず、かわりに大学の先生に講演を

お願いしたが、例年、4月には理事長講話を行っていたということで、理事長就任1年を振り返ってというテーマで職員60名を前にして話しをした。

専門職集団にもかかわらず、係長職によるスーパーバイズ機能が弱いのではないかと、人件費が総経費の73%を占める体質から、一人一人が稼ぐ意識を持ちましょう、指示待ちではなく自分の頭で考える職員になろうというようなメッセージを送った。

第2期中長期事業計画については、4月20日、21日に各課長並びに係長から事業計画の進捗状況及び29年度の事業執行計画のヒアリングを行い、現状及び事業計画実施上の課題、財政計画、運営計画実施上の課題について聴取した。

それから、今年度、29年度は介護保険給付費収入において介護職員処遇改善加算Ⅱを取得できる見込みとなり、5月18日と22日にヘルパー研修を実施し、処遇改善、賃金改定及び異動手当の改正についての説明を行った。

最後に、本日の議案第15号、16号にて承認を求めた次期役員の人事について、社協との組織統合は見送ったものの、連携を深めていくという視点を重視して、社協とかかわりの深い2名を提案させていただいた。16日の評議員会で正式に承認されたら、新しい体制で福祉公社の運営に努力してまいりたい。

続いて、森安常務理事から平成29年4月着任以来、2カ月間の業務執行理事たる常務理事としての主だった職務の執行状況について、つぎのとおり報告がなされた。

福祉公社と市民社協の事業連携推進委員会の立ち上げについて、平成29年2月に取りまとめた組織のあり方検討委員会報告書の結論により、統合は当面見合わせるが、今回検討を行った統合効果を発揮できるよう、連携を進めていく必要があるということに基づき、事業連携推進委員会を設置し、私が委員長となって、第1回の委員会を5月24日に開催した。

委員会では、1、両団体の役割を踏まえた統合効果の具体化、2、人事交流について、3、就業規則等処遇の統一に向けた課題についてを審議し、その結論を理事長に報告することとしている。当面のスケジュールについて、秋ごろまでには5回程度おおむね月1回、委員会を開催し、審議の到達点を中間報告として取りまとめ報告したい。旧山崎邸の活用について、2階で実施する「子育てひろば事業」について、運営事業者の公募を行い4団体から応募があった。6月7日、私が委員長を務める選定委員会を開催し、応募団体からのプレゼンテーションを受けて、6月下旬には運営事業者を決定する。実際の開設は、10月22日を予定している。

職員に私自身の顔と名前を知ってもらうために、4月5日から5月11日までの期間で8回に

わたって個別の面接を行った。本部、高齢者総合センター、北町高齢者センターで正職員、嘱託職員、週当たりの勤務日数が多い臨時職員、計77名と1人当たり15分～30分、業務内容、経験年数、職種、資格、そして福祉公社へどんな思いを持っているかということについて聞き取りを行った。

4月18日に、理事長講話の後に、武蔵野市の高齢者施策と福祉公社の役割と題し、私が高齢者支援課時代に経験してきたことを踏まえて、公社に期待される役割について話をした。

理事及び監事から質疑意見はなかった。

以上をもって議案の全部を終了したので、萱場理事長は閉会を宣言した。

本理事会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

平成 29 年 7 月 18 日

議長（理事長） 萱場 和 裕



議事録署名人（監事） 安 田 大



議事録署名人（監事） 五十嵐 利 光

